



フルハーネス型 特別教育

（墜落制止用器具）のご案内

2019 年 2 月 1 日施行の法令改正により、「安全帯」の名称が「墜落制止用器具」に改正されました。

これに伴い、労働安全衛生法第 5 9 条 3 項では、「高さが 2 ㍎以上の箇所で作業床を設けることが困難なところにおいて、フルハーネス型墜落制止用器具にて作業を行う場合」は特別教育修了者でなければならないと義務付けられました。

また、高所作業車での作業にも同様の資格が義務付けられました（無資格の場合、雇用主に罰則が科せられます）。そこで、当商工会では、この「フルハーネス型墜落制止用器具」の特別教育を下記の通り開催することとなりました。（講習実施機関：江南クレーン教習所）

是非この機会に受講され、安全作業にお役立て頂きます様ご案内いたします。

- 1 講習日時
- 令和 7 年 1 1 月 3 0 日（日）

受付開始 8:00

講習 8:30～17:00
- 2 会 場
- 学科（4.5h）

豊野コミュニティセンター

実技（1.5h）

住所：加須市豊野台 1-345-10

Tel：0480-72-1111
- 3 受講資格
- 年齢 18 歳以上（性別不問）
- 4 受 講 料
- 12,000 円（講習料・テキスト代込み。昼食代・飲み物代は商工会負担。）
- 5 定 員
- 4 0 名（定員に達し次第締め切り。 2 0 名未満の場合は中止の可能性あり。）
- 6 申 込 み
- 右記申込書に必要事項を記入の上、1 1 月 1 4 日（金）までに、右記申込書と写真 1 枚（縦 3 c m ×横 2.4 c m 胸から上顔全体・裏に氏名記入・貼り付け不要）、自動車免許証のコピー（又は、既に取得済みの公的資格の修了証の写し）を添付の上、受講料を添えて下記の商工会へ申し込みください。
- 7 注意事項
- ※受講途中から欠席した場合は、受講料の返金は出来ません。

※受講時間は法令で定められています。時間厳守でお集まりください。

※実技の際は、作業に適した服装、靴持参でご来場ください。（短パン不可）

※過去に江南クレーン教習所で他の特別教育を取得済の方は、その修了証を講習当日の受付に提出してください。資格を 1 枚の修了証に統合致します。

＊技能講習修了証との統合は出来ません。

※筆記用具持参。昼食、飲み物は当会で一括手配します。

8 問 合 せ・申込み先

加須市商工会 加須市中央 1-11-41 Tel：0480-61-0842 担当：浅野（共催：第 1 2 ブロック連絡協議会：南河原商工会、羽生市商工会）

切り取り線

（一財）江南クレーン教習所

「フルハーネス墜落制止用器具 特別教育」受講申込書

申 込 日	令和 7 年 月 日
受 講 日	令和 7 年 1 1 月 3 0 日（日） 【会場 豊野コミュニティセンター】
事 業 所 名	
事 業 所 所 在 地	〒
事 業 所 電 話 番 号	
ご 担 当 者 名	

ふ り が な		旧姓・通称希望	写真貼り付け不要
受 講 者 氏 名			
受 講 者 生 年 月 日	昭和・平成 年 月 日（ 歳）		
受 講 者 住 所	〒		
受 講 者 電 話 番 号 （ 携 帯 電 話 ）	（日中、受講者本人に連絡の取れる電話番号でお願い致します）		
* 運転免許証写し貼り付欄（※運転免許証裏面備考欄に記入がある場合は、裏面の写しも貼り付け） * 特別教育など修了証の写しは、保有している、種類が判別できるようにして貼り付けください。			